

民間工事の工期延長等について

先般、新型コロナウイルス感染症に伴う建設業への影響等について緊急調査（令和2年3月12日～17日）したところ、多くの協会から民間工事では資機材等の調達が困難のため遅延が発生しており、工期を守れなかった場合に、違約金を要求されるおそれがあるとの意見をいただきました。

調査結果を受け、国土交通省などの関係機関に働きかけたところ、国土交通省より別紙一1のとおり、主な民間発注団体宛の事務連絡で、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について、契約上の解釈が示されました。

（参考）

送付先の民間発注団体

一般社団法人日本経済団体連合会	電気事業連合会
日本チェーンストア協会	一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人不動産協会	一般社団法人日本ビルディング協会連合会
公益社団法人全日本不動産協会	一般社団法人全国住宅産業協会
一般社団法人マンション管理業協会	一般社団法人不動産流通経営協会
一般社団法人住宅生産団体連合会	など35団体

別紙一2のとおり民間工事標準請負契約約款(甲)における「不可抗力」とは、第21条で「天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由」とされていますが、国土交通省事務連絡では、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染症の発生等については、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、不可抗力に該当するもの」とされています。

同約款第31条第5項において、「受注者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、発注者に工期延長を請求できる」とされています。また、第32条では、工事の変更、工期の変更、一時中止等に伴い増加する費用については、受注者が「請負代金額の変更を求める事ができる」となっています。

なお、民間工事標準請負契約約款(乙)も同様です。

各協会会員企業におかれましては、国土交通省の解釈に基づき、適切に対応していただきようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月19日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の
罹患に伴う対応等の解釈等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」の記3. 及び4. 等における工期の見直しや請負代金額の変更、一時中止の対応等については、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責によらない事由によるものとして、適切に対処されるべきものと解されることなどについて、別添1、2のとおり、地方公共団体及び建設業者団体等あてに通知等を行っておりますので、参考まで送付いたします。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染者の発生等については、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、受注者は、発注者に工期の延長を請求できるとともに、増加する費用については発注者と受注者が協議をして決めることとされておりますので、貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても適切な対応が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

民間工事標準請負契約約款（甲） 抜粋

平成29年7月25日改定

（履行遅滞及び違約金）

第三十三条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書に別段の定めのない限り、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年十パーセントの割合[※]で計算した額の違約金を請求することができる。

※民間工事標準請負契約約款（乙）では十四・六パーセント以内

（工事又は工期の変更等）

第三十一条

5 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更、不可抗力[※]、関連工事の調整、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

※（不可抗力による損害）

第二十一条 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（有償支給材料を含む。）又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

（請負代金額の変更）

第三十二条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 一 工事の追加又は変更があったとき
- 二 工期の変更があったとき。
- 七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

（補則）

第三十九条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。